○農林水産省告示第八百六十四号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）、農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）及び農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年農林水産省令第五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する等の告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　裕

平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する等の告示

第一　次に掲げる告示の規定中「第一条第十号」を「第一条第九号」に改める。

一　平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十四号（農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件）第一号及び第二号

二　平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十六号（農業近代化資金融通法施行令第三条第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める団体を定める件）第二号

第二　平成十五年九月十二日農林水産省告示第千四百十九号（農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

別記様式1（備考）10中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第三　平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十六号（独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた同法第十条第一項第三号の農林水産大臣の指定する者を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う」を削り、「、都道府県農業会議、全国農業会議所及び農業協同組合中央会」を「及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十四条第一項に規定する機構」に改める。

第四　農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条の五」を「第十一条の九」に改める。

第二条中「第十一条の八」を「第十一条の十八」に、「第11条の8第1号」を「第11条の18第1号」に、「第11条の8第2号」を「第11条の18第2号」に改める。

第三条第一項中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に、「第十一条の十四」を「第十一条の三十三」に、「第十一条の十五第一項」を「第十一条の三十四第一項」に改め、同条第四項第一号ハ中「第十一条の二十一第一項」を「第十一条の四十第一項」に改める。

第四条第一項中「第十一条の八第一号」を「第十一条の十八第一号」に改める。

第七条中「第二十三条第一項第八号ハ」を「第二十三条第一項第三号ハ」に改める。

第八条第一項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改める。

第二十七条中「社団法人日本アクチュアリー会」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改める。

第二十九条第二号イ中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に、「第十一条の五十第一項」を「第十一条の六十九第一項」に改める。

第三十一条中「第十一条の四十五第一項の」を「第十一条の六十四第一項の」に、「法第十一条の四十五第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十二条第一項中「第十一条の四十六第四項各号」を「第十一条の六十五第四項各号」に、「第十一条の六十第二項」を「第十一条の六十九第二項」に、「第十一条の五十第一項」を「第十一条の六十九第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の四十六第四項各号」を「第十一条の六十五第四項各号」に改め、同条第三項第一号中「第十一条の四十六第二項本文（法第十一条の五十第二項」を「第十一条の六十五第二項本文（法第十一条の六十九第二項」に改め、同項第二号中「第十一条の四十六第四項各号」を「第十一条の六十五第四項各号」に改める。

第三十六条第一項中「第十一条の四十九第一項第三号」を「第十一条の六十八第一項第三号」に、「法第十一条の四十九第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に改める。

第三十八条中「及び第二百二十一条」を削る。

第三十九条中「第三条の二第一項第二号」を「第二十九条第一項第二号」に改める。

第五　平成二十二年三月三十一日農林水産省告示第五百三十五号（所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定に基づき、所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十一条の八」を「第十一条の十八」に改める。

第六　平成二十三年五月二十四日農林水産省告示第千十七号（農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（附則第四項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（同項において「存続中央会」という。）に対する第三の規定による改正後の平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十六号（以下「新告示」という。）の規定の適用については、新告示中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

3　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社に対する新告示の規定の適用については、新告示中「農林中央金庫」とあるのは、「農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

4　存続中央会については、第四の規定による改正前の農業協同組合法施行規程第三十八条の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

○農林水産省告示第八百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年三月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月二十八日　農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が平成30年3月9日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第41032号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合液肥アクセル1号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン、カルシウム添加）	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地